

令和6年度認可外保育施設の立入調査結果

第1章 立入調査の方針

1 立入調査の意義と目的

認可外保育施設は、児童福祉法等に基づき、適正な保育内容及び保育環境が確保されていることが必要となります。

こうしたことから、盛岡市では、児童福祉法第59条第1項及びその他関係法令の規定に基づき認可外保育施設指導監督基準（認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年4月10日付けこ成保発第230号）別添。以下「指導監督基準」という。）に沿って認可外保育施設に対する立入調査を実施しています。

2 立入調査実施の経緯

平成20年4月1日に盛岡市が中核市に移行したことに伴い、それまで岩手県が実施していた認可外保育施設の立入調査に係る事務が市に移譲され、平成20年度から市において立入調査を実施しています。

第2章 立入調査の結果

1 立入調査の実施状況及び指摘事項の概要等

所管施設数（認可外保育施設）（A）…29施設（令和7年3月31日時点）

立入調査実施施設数（B）…29施設

所管施設数に対する立入調査実施施設数の割合

$$(B) / (A) \times 100 = 100.0\%$$

		施設数	割合
文書指摘・口頭指導【あり】の施設数		9	31.0%
(内訳)	文書指摘のみ	(2)	(6.9%)
	口頭指導のみ	(2)	(6.9%)
	文書指摘及び口頭指導	(5)	(17.2%)
文書指摘・口頭指導【なし】の施設数		20	69.0%
立入調査実施施設数施設 計		29	

※割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

<指摘事項の内容及び件数>

項目	文書指摘	口頭指導	合計件数	割合
保育従事者の数及び資格	1	0	1	2.5%
施設の構造設備及び面積	2	0	2	5.0%
非常災害に対する措置	3	1	4	10.0%
2階以上の条件	3	0	3	7.5%
保育内容	2	3	5	12.5%
健康管理・安全確保	12	4	16	40.0%
利用者への情報提供	1	8	9	22.5%
合計	24	16	40	100.0%

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

2 主な指摘事項

令和6年度の立入調査において、確認された指摘事例を抜粋して紹介します。

事例番号	分類	指摘内容	項
1	非常災害に対する措置	避難消火等の訓練を毎月実施していない。	4
2	健康管理	継続して保育している児童に対する健康診断を、年に2回実施していない。	5
3	安全確保	安全計画が策定されていない、又は安全計画に基づく取組の内容等を保護者に周知していない。	6
4	利用者への情報提供 (施設内掲示)	施設に掲示すべき内容が不十分である。	7
5	利用者への情報提供 (書面等交付)	利用者等に交付している契約内容を記載した書面等の内容が不十分である。	9

<用語解説>

法	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
施行規則	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
児童福祉施設設備 運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
家庭的保育事業等 設備運営基準	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
指導監督基準	認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付け雇児発第177号）【最終改正：令和6年4月10日付けこ成保発第230号】（別添）認可外保育施設指導監督基準

事例番号	1	分類	非常災害に対する措置
指摘内容	避難消火等の訓練を毎月実施していない。		
指 摘 例	<p>避難訓練を実施していない月があることを確認した。非常災害に対する不断の注意と訓練をすることが必要であることから、避難訓練を毎月定期的実施するとともに、その結果を記録すること。</p>		
解 説	<p>避難訓練を毎月実施していなかった事例です。</p> <p>施設においては、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施することとされています。</p> <p>訓練の頻度としては、避難及び消火に対する訓練については、少なくとも毎月1回は実施することが必要です。（児童福祉施設設備運営基準第6条及び家庭的保育事業等設備運営基準第7条）</p> <p>また、ただ漫然と訓練を実施するのではなく、避難訓練実施後はその結果を記録するようにしてください。訓練の内容をふりかえることで、改善点や今後の課題を認識することができます。</p> <p>近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも増えています。火災や地震に対する訓練だけでなく、地域や施設の立地条件を踏まえ、水害・土砂災害といった様々な災害への対策計画（マニュアル）を策定するとともに、避難訓練も実施し万が一に備えることが大切です。</p> <p>過去の経験のみに頼ることなく、利用児童等の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じてください。</p> <p>参考通知</p> <p>「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日付け雇児総発0909第2号）</p> <p>なお、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、火災や地震などの災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）をあらかじめ検討し、実施することが必要であることに留意してください。</p>		
改善方法	避難訓練を毎月定期的実施し、その結果を記録してください。		
基準番号	指導監督基準第3の1（1）		

事例番号	2	分類	健康診断
指摘内容	継続して保育している児童に対する健康診断を、年に2回実施していない。		
指摘例	継続して保育している児童の健康診断を1年に2回実施し、定期的に児童の健康状態の確認を行うこと。		
解説	<p>児童に対する健康診断を、年に2回実施していなかった事例です。</p> <p>医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるといふ面からも有効であるため、事業所は、継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施してください。</p> <p>また、児童の健康診断を直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行うことが可能です。</p> <p>法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、原則として、児童の発育チェック及び児童の健康診断を実施する必要はありません。</p>		
改善方法	1年に2回の定期の健康診断を実施する。		
基準番号	指導監督基準第7(3)		

事例番号	3	分類	安全確保
指摘内容	安全計画が策定されていない、又は安全計画に基づく取組の内容等を保護者に周知していない。		
指摘例	<p>(1) 安全計画が策定されていないことを確認した。乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施するためにも、安全計画を策定し、職員に対して周知するとともに、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。</p> <p>(2) 安全計画に基づく取組の内容等について、保護者に対し周知していないことを確認した。乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施するためにも、施設内に安全計画を掲示する等により、保護者への周知を図ること。</p>		
解説	<p>施設の設定の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画「安全計画」を策定し、当該計画に基づく取組の内容等について、保護者に対し周知してください。策定後において、安全計画を定期的に見直し、必要に応じて変更することも肝要です。</p> <p>また、職員に対しても、当該計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施する必要があります。</p> <p>※ 安全計画のひな型について、市ホームページ（広報ID1042120）に掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>参考通知</p> <p>認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について（通知）（厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室発出 令和4年12月16日付け事務連絡）</p>		
改善方法	安全計画を策定し、保護者に対し周知してください。		
基準番号	指導監督基準第7（8）		

事例番号	4	分類	利用者への情報提供（施設内掲示）
指摘内容	施設に掲示すべき内容が不十分である。		
指摘例	<p>施設及びサービスに関する内容の掲示について、次の事項が不足していることを確認したので、追加すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の設置者の氏名 ・ 建物その他の設備の規模及び構造 ・ サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・ 入所（利用）定員 ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定 ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・ 緊急時における対応方法 ・ 非常災害対策 ・ 虐待の防止のための措置に関する事項 ・ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの有無（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。） 		
解説	<p>施設において掲示が必要な内容が不十分であった事例です。</p> <p>施設の設置者は、提供するサービス内容を利用者が見やすい場所に掲示しなければなりません。掲示する内容は、利用者の施設選択に影響を与える情報であることから、必ず掲示を行ってください。</p> <p>掲示すべき提供するサービス内容は次の15項目です。</p> <p>特に、⑥の「利用者が支払うべき額」については、利用料等を変更した場合、「変更前の額」及び「変更理由」も掲示しなければならないことに留意してください。<u>また、施行規則の改正（令和3年5月1日施行）により⑮が追加されています。掲示漏れがないよう、掲示内容を確認してください。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 ② 建物その他の設備の規模及び構造（注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設に限る。） ③ 施設の名称及び所在地 ④ 事業を開始した年月日 ⑤ 開所している時間 ⑥ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 		

	<p>⑦ 入所定員</p> <p>⑧ 保育士その他の職員の配置数又はその予定</p> <p>⑨ 設置者及び職員に対する研修の受講状況（注：法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。）</p> <p>⑩ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>⑪ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>⑫ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑬ 非常災害対策</p> <p>⑭ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑮ <u>施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）</u></p> <p>なお、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、書面等による提示などの方法が考えられます。</p>
改善方法	現在の掲示内容に不足項目がないか確認し、全ての項目を漏れなく掲示してください。
基準番号	指導監督基準第8（1）

事例番号	5	分類	利用者への情報提供（書面等交付）
指摘内容	利用者等に交付している契約内容を記載した書面等の内容に不足がある。		
指摘例	<p>サービス利用者及び利用希望者に配布する契約内容等を記載した書面について、次の事項が不足していることを確認したので、追加すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置者の氏名及び住所 ・ 施設の管理者の氏名 ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 		
解説	<p>契約の際に交付している契約内容を記載した書面等の内容が不十分であった事例です。</p> <p>施設の設置者は、当該施設において提供されるサービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、契約内容等を記載した書面等を交付しなければなりません。また、提供するサービス内容については必ず書面等で交付するとともに、契約の内容や手続き等について利用者説明するようにしてください。</p> <p>記載すべき契約内容等は次の8項目です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ② 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ③ 施設の名称及び所在地 ④ 施設の管理者の氏名（「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」の一部改正について（令和6年4月10日付けこ成保第236号）により、施設の管理者の住所は記載不要となりました。） ⑤ 当該利用者に対し提供するサービスの内容 ⑥ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ⑦ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 ⑧ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 <p>なお、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者へ明示してください。</p>		
改善方法	契約内容等を記載した書面等に不足項目がないか確認し、全ての項目を漏れなく記載してください。		
基準番号	指導監督基準第8（2）		

第3章 適正な施設運営のために

認可外保育施設がその設置の趣旨に沿って適正な運営を確保するためには、「児童福祉法」をはじめ、「指導監督基準」、「保育所保育指針」及びこども家庭庁通知等をよく理解し遵守することが求められます。

さらに、利用者の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するためには、保育の質の向上に努めなければなりません。そのためには、乳幼児に対する保育について「計画」・「実践」・「評価」・「改善」のサイクルを繰り返し、内部研修や外部研修等を行うことで、職員の資質の向上に努める必要があります。

市といたしましても、認可外保育施設における保育の質の向上や適切な事務処理等が行われるよう、施設運営に有効となる情報提供を行っていきたいと考えております。

今後とも、認可外保育施設を利用している乳幼児の最善の利益を第一に施設運営を行うようお願いいたします。

(参考)

1 令和5年度立入調査の実施状況

所管施設数（認可外保育施設）（A）…30施設（令和6年3月31日時点）

立入調査実施施設数（B）…30施設

所管施設数に対する立入調査実施施設数の割合

$$(B) / (A) \times 100 = 100.0\%$$

		施設数	割合
文書指摘・口頭指導【あり】の施設数		11	36.7%
(内訳)	文書指摘のみ	(0)	(0.0%)
	口頭指導のみ	(11)	(36.7%)
	文書指摘及び口頭指導	(0)	(0%)
文書指摘・口頭指導【なし】の施設数		19	63.3%
立入調査実施施設数施設 計		30	

※割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

<指摘事項の内容及び件数>

項目	文書指摘	口頭指導	合計件数	割合
施設の構造設備及び面積	0	1	1	5.3%
非常災害に対する措置	0	1	1	5.3%
健康管理・安全確保	0	9	9	47.4%
利用者への情報提供	0	8	8	42.1%
合計件数	0	19	19	100.0%

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。